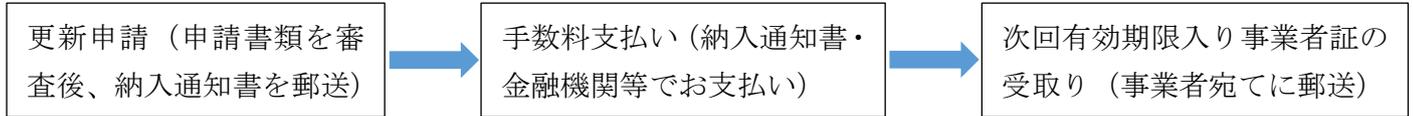


南山城村指定給水装置工事事業者 更新のご案内

- ◆ 指定給水装置工事事業者の指定の有効期限は、水道法第25条の3の2により **5年**となっています。
※更新を受けなければ、**指定の失効**となります。
- ◆ 更新に関する手続きは以下のとおりです。



【更新の申請に必要な書類】 (様式のデータは南山城村ホームページにも掲載しております)

個人	法人	必要書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1号)	表面と裏面があります。 (両面とも記入してください。)
○	○	機械器具調書 (別表)	
○	○	誓約書 (様式第2号)	
○	○	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 (様式第3号)	
○	○	給水装置工事主任技術者免状の写し	選任している主任技術者全員分を添付してください。
○	—	住民票の写し	発行日から3か月以内のものを添付してください。 ※個人番号は表示しないでください。
—	○	定款の写し	直近のものを添付してください。
—	○	登記事項証明書又は登記簿謄本の写し	発行日から3か月以内のものを添付してください。
△	△	指定事業者証 (旧)	従来の指定に関して指定事業者証を保有している場合は、指定事業者証を返納してください。
○	○	南山城村指定給水装置工事事業者指定更新確認書	

【申請手数料】

10,000円

※郵送する納入通知書により、金融機関等でお支払いいただきます。

【申請期限】

南山城村指定給水装置工事事業者証に記載している有効期限までに申請してください。

※基本的に郵送にて申請いただきますようお願いいたします。(申請期限必着)

初回の更新手続のみ通知するものであり、次回以降の更新の際は通知いたしませんのでご了承下さい。

【申請場所・問い合わせ先】

南山城村建設環境課

電話 (直通) : 0743-93-0106 FAX : 0743-93-0444

〒619-1411 京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保14-1